国立大学法人徳島大学長 河村 保彦 殿

徳島大学教職員労働組合 中央執行委員長 山口 裕之

## 人事院勧告への対応等に関する学長懇談の申し入れ

日頃より徳島大学の充実発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、ご承知のように、10月20日付で今年の人事院勧告が閣議決定されました。人事院 勧告に関しましては、本学の給与規則第13条の4において「基本給月額は、国家公務員の 給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする」とされております。この規定により、 財政上は減額する必要性がないにもかかわらず、人事院勧告準拠を名目に給与が減額され た前例もございます。そうした点もご勘案のうえ、今年度の対応も検討していただくことを 希望します。

例年 11 月~12 月の時期に第二回の学長懇談を開催していただいております。つきましては、下記の話題につき、第二回の学長懇談の開催を申し入れます。日程調整につき、おおむね 2 週間程度以内でご回答いただければ幸いです。なお、懇談に先立って、関連する資料の提供依頼もいたしております。そちらのご回答もよろしくお願いいたします。

記

- 1) 人事院勧告への対応について
- 2) 年俸制教職員に対する各種手当について

以上